

## ほうふ緊急サポートカード配布要綱

平成24年2月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は障害のためコミュニケーションや状況判断が苦手な方がトラブルに巻き込まれた場合、カードに記載のある連絡先に連絡してもらうことで速やかに問題解決を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は防府市地域自立支援協議会とする。

(交付場所)

第3条 防府市地域自立支援協議会事務局(障害福祉課)で配布する。

(配布対象者)

第4条 配布対象者は、防府市在住又は防府市内の学校や事業所等に通学通所している方で、障害によりコミュニケーションや状況判断が困難な人とする。

(配布申請)

第5条 ほうふ緊急サポートカードの配布を希望する者は、ほうふ緊急サポートカード申請書(第1号様式)を障害福祉課に提出するものとする。

(配布決定)

第6条 前項の申請があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、ほうふ緊急サポートカード(第2号様式)を配布するものとする。

(費用負担)

第7条 ほうふ緊急サポートカードに関わる費用は無料とする。

(申請内容の変更)

第8条 ほうふ緊急サポートカードの配布を受けたものは、住所、氏名、連絡先等を変更した場合、その旨をすみやかに障害福祉課に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

ほうふ緊急サポートカード交付申請書 [登録番号 \_\_\_\_\_]

氏名		生年月日	年 月 日
住所		連絡先	
障害種別	<input type="checkbox"/> 身体障害( ) <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他( )		
連絡先①	[ 方]	本人との続柄	
連絡先②	[ 方]	本人との続柄	
備考			

連絡先の下承を得ている。※チェックを入れてください。

防府市在住 防府市内の学校又は事業所に通学・通所している(事業所名等 \_\_\_\_\_)

第2号様式

(表面)

(裏面)

登録番号
連絡先① _____
( _____ )
連絡先② _____
( _____ )
備考

<small>きんきゆう</small> <b>ほうふ緊急サポートカード</b>
<p>このカードの持ち主は、障害のためコミュニケーションが困難な場面があります。          トラブルに巻き込まれた時や、困っている時は、裏面の連絡先にお知らせください。          防府市地域自立支援協議会(防府市 _____ 課内)</p>